

令和7年度

関係機関連絡調整会議を開催しました

障害者就業・生活センター(労働局委託事業:雇用安定等事業)は、次のことが求められます

- ① 就業・生活上の問題について必要な指導及び助言、その他の援助を図ること
- ② 事業主に対して雇用管理に係る助言等をおこなうこと
- ③ 職場実習の斡旋をおこなうこと
- ④ 1～3の業務を円滑に実施するため、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校、当事者団体等の関係機関との連絡会議を開催し、連携を図っていくこと



令和7年度は2月13日(金)、敦賀市中郷公民館にて開催し、計26機関と雇用情勢、支援実績、課題等を共有しました。